

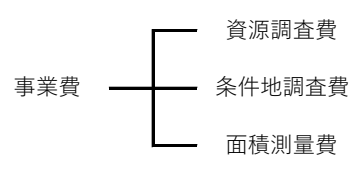
別添 1

交付対象経費

1 事業費

(1) 経営確立促進調査

ア 地域森林資源調査事業



(ア) 資源調査費

当該林分についての蓄積調査、成長量調査、土壌調査等に要する経費とし、その内容は、調査技師及び補助作業員に対する賃金、委託費及び消耗品費とする。

(イ) 条件地調査費

当該地域についての調査等に要する経費とし、その内容は、調査技師及び補助作業員に対する賃金、委託費及び消耗品費とする。

(ウ) 面積測量費

測量技師及び補助作業員に対する賃金、委託費、標識費及び消耗品費とする。

イ 施設導入調査事業

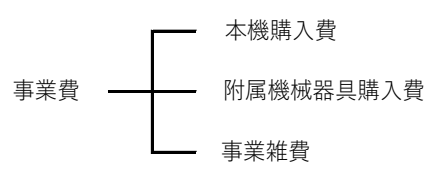
謝金、賃金、委託費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費及び旅費とする。

(2) 高性能林業機械等整備

ア 林業機械作業システム整備

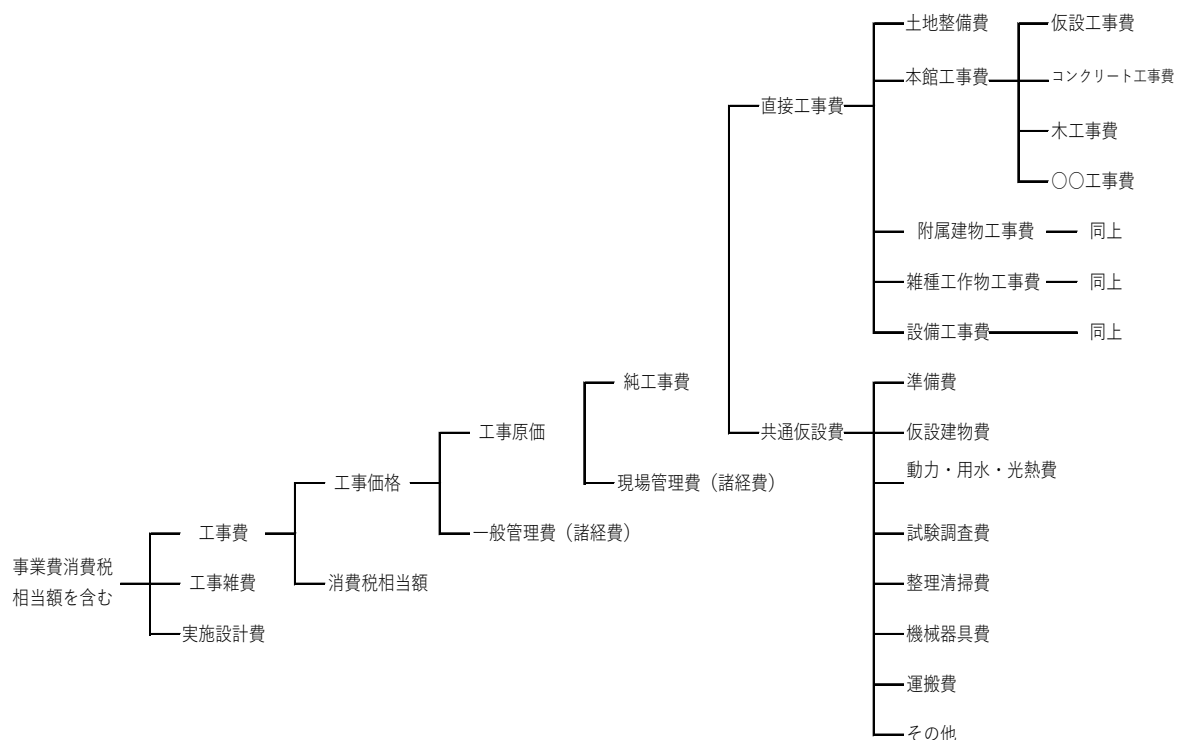
機械器具費、建物建築費、構築物設置費、土地整備費及び林業施設用地舗装工事費とする。なお、導入する機械については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の関係法令に基づき必要となる設備を備えたものとする。

(ア) 機械器具費



事業雑費は、①本機及び附属機械器具の運送料並びに定置式機械の据付料②車両購入に伴う自動車重量税、自動車税環境性能割及び自動車損害賠償責任保険料とする。

ただし、現地着価格によって購入するときは、運送料を含めないものとする。
 (イ) 建物建築費及び構築物設置費



a 工事費

純工事費及び諸経費とする。ただし、消費税相当額を含む。

(a) 純工事費

工事（工事に必要な仮設工事を含む。）に要する経費とし、その内容は、次のとおりとする。

i 直接工事費

労務費、材料費、その他工事施工に直接必要な経費であって、共通仮設費以外のものとする。

ii 共通仮設費

建物、工作物等の各種の直接工事に共通して必要となる次表に掲げる経費とし、その積算は、当該直接工事の規模、工事期間等の実情に応じて適正に行うものとする。

区 分	内 容
準 備 費	仮設路、仮橋、借地等に要する経費
仮 設 建 物 費	仮事務所、下小屋、倉庫等に要する経費
動力・用水・光熱費	動力、用水、光熱費等に要する経費
試 験 調 査 費	全般的な試験、調査等に要する経費
整 理 清 掃 費	全般的な整理、清掃、後片付け、養生等に要する経費
機 械 器 具 費	数種目に共通的な機械器具等に要する経費
運 搬 費	数種目に共通的な運搬又は共通仮設に伴う運搬に要する経費

そ の 他	数種目に共通的なその他の仮設的経費
-------	-------------------

(b) 諸経費

- i 諸経費は、請負施工における請負人又は直接施工における事業主体が必要とする現場経費（現場管理上必要な労務管理費、租税公課、保険料、人件費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、交際費、補償費及び雑費とし、共通仮設費に算入するものを除く。）とする。
- ii 諸経費の積算は、原則として現場経費及び一般管理費に区分して行うものとし、それぞれの純工事費に対する一定率（従来使用されている適切な率による。）以内とする。ただし、直接施工における事業主体の一般管理費等率については、利益相当率を除くものとする。

b 工事雑費

事業主体が事業の施工に伴い、直接必要とする次の表に掲げる経費とし、その積算は、原則として工事費の3.5%を限度とし、事業の施工様態に応じて行うものとする。

区 分		内 容
報 賃	酬 金	用地交渉、土地物件等の評価及び登記事務 日々雇用者賃金（測量、事務、現場監督補助人夫等の賃金）、ただし、賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。
旅 需	費 用 費	事業実施の打合せ等に必要な旅費 消耗品費、燃料費、食糧費（説明会、意見聴取等事業遂行上特に必要な会議用弁当、茶菓子賄料等とする。）、印刷製本費、光熱水料費及び修繕費
役 委	務 託 料	通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料、公告料及び雑役務費 登記事務、測量等の委託料
使用料及び賃借料		土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具の借料及び損料
備 品 購 入 費		事業実施に直接必要な庁用器具及び事業用機械器具
公 課 費		

c 実施設計費

設計に必要な調査費（地質、水質その他施設の規模、構造、能力等の設計に必要な諸条件を調査するために必要な費用とする。）及び設計費（設計に必要な経費とする。）とし、当該実施設計を委託する場合に限り補助の対象とするものとする。

なお、実施設計と併せて工事の監理を設計事務所等に委託する場合においては、当該監理料を実施設計費に含めることができるものとする。

(ウ) 土地整備費及び林業施設用地舗装工事費

森林整備保全事業設計積算要領（平成12年3月31日付け12林野計第138号林野庁長官通知）、森林整備保全事業標準歩掛（平成11年4月1日付け11林野計第133号林野庁長官通知）、森林整備保全事業建設機械経費積算要領（平成11年4月1

日付け11林野計第134号林野庁長官通知)、森林整備保全事業建設機械等賃貸積算基準(平成11年4月1日付け11林野計第135号林野庁長官通知)、森林整備保全事業に係る仮設材損料算定基準(平成11年4月1日付け11林野計第136号林野庁長官通知)及び森林整備保全事業に係る仮設材賃料算定基準(平成11年4月1日付け11林野計第137号林野庁長官通知)に準ずるものとする。

ただし、指導監督費、工事雑費及び事務雑費については、次のとおりとする。

- a 指導監督費は補助対象としないものとする。
- b 工事雑費と事務雑費の合計は、事業費の3.5%以内とする。
- c 工事雑費及び事務雑費で購入できる機械、器具及び備品類は原則として耐用年数が事業実施期間以内のものとする。

なお、歩掛は、森林整備保全事業標準歩掛に定める用地造成工事に係る歩掛を適用するものとする。

(エ) その他

本事業の実施に要する人件費の算定等については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」(平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知)によるものとする。

イ 効率化施設整備

(ア) 効率化作業基地整備

土地整備費及び構築物の設置費とし、アに準ずる。

(イ) 林業生産施設

アに準ずる。

ウ 活動拠点施設整備

アに準ずる。

(3) コンテナ苗生産基盤施設等整備

ア コンテナ苗生産基盤施設等

(ア) コンテナ苗生産基盤施設装置等及びコンテナ苗生産機械器具

(2)のアに準ずる。

(イ) コンテナ苗生産資材

コンテナ苗の生産に必要な資材の調達に要する経費とし、資材購入費及び資材運搬費とする。

イ コンテナ苗幼苗生産高度化施設等

(ア) 幼苗生産施設装置等及び幼苗生産機械器具

(2)のアに準ずる。

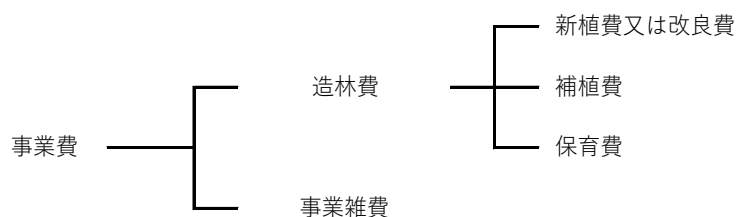
(イ) 幼苗生産資材

コンテナ苗の幼苗の生産に必要な資材の調達に要する経費とし、資材購入費及び資材運搬費とする。

(4) 特用林産振興施設等整備

ア 特用林産物生産基盤整備

(ア) 特用樹林造成



a 造林費

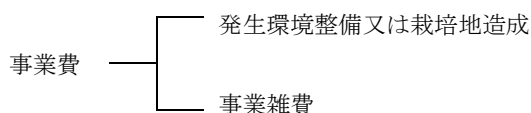
区 分	内 容
新 植 費	地拵え費、苗木(種子)代、苗木(種子)運搬費、仮植費、植付費、播種費、肥料費、肥料運搬費、施肥費、階段作設費等
改 良 費	(なら、くぬぎ等) 地床かき起費、支障物除去費、不良木とう汰費、不要ぼう芽除去費、苗木(種子)費、苗木(種子)運搬費、仮植費、植付費、播種費、肥料費、肥料運搬費、施肥費等
	(竹) 不良木竹の伐採整理費、支障物除去費、竹苗費、竹苗堀取費、竹苗運搬費、仮植費、植付費、肥料費、肥料運搬費、施肥費等
補 植 費	苗木費、苗木運搬費、仮植費、植付費等
保 育 費	下刈費、雪起こし費、根踏み費、台切り費、芽かき費、ぼうが整理費、肥料費、肥料運搬費、施肥費等

それぞれの経費には、賃金にかかる社会保険料(賃金支弁者の負担分に限る。)、人員輸送車及び役職手当等の諸手当を含むものとする。

b 事業雑費

当該造林予定地について実施する測量、森林調査及び事業計画の樹立に要する経費並びに造林事業を実施する際に要する雑費とし、その内容は、補助作業員に対する賃金、消耗品費、標識費、雑役務費及び旅費とする。

(イ) 山菜・薬草等造成



a 発生環境整備

地床整備費、枝打費、除伐費、支障木整理費、肥料費、肥料運搬費、施肥費等とする。

b 栽培地造成

整地費、耕うん費、枝打費、除伐費、支障木整理費、土壌改良費、わさび田造成費等とする。ただし、おうれんにあつては、新植、播種及び保育を含むものとする。

c 事業雑費

(ア) のbに準ずる。

(ウ) 作業道等整備

(2) のアの(ウ)に準ずる。

(エ) ほだ場等造成

特用林産物生産のための林間及びほだ場の造成、給排水施設等の整備に要する次の経費とする。

a 林間ほだ場造成

地床整備費、枝打費、除伐費、保育間伐費及び支障木整理費とする。

b 事業雑費

(ア) のbに準ずる。

イ 特用林産物生産施設

(2) のアに準ずる。

ウ 特用林産物加工流通施設

(2) のアに準ずる。

エ 廃菌床等活用施設

(2) のアに準ずる。

オ 特用林産物獣害対策施設

(2) のアに準ずる。

(5) 森林空間活用施設整備

ア 教養文化施設整備

林業体験林、山菜園及びきのこ園整備費は(4) のアの(ア)に準ずるほか、その他の機械器具費、建物建築費、構築物設置費及び土築費、構築物設置費及び土地整備費は(2) のアに準ずる。

イ 林間広場施設整備

森林浴歩道整備費は(2) のアの(ウ)に、その他の機械器具費、建物建築費、構築物設置費及び土地整備費は(2) のアに準ずる。

ウ 山村体験交流施設整備

(2) のアに準ずる。

エ 森林空間管理施設整備

取付道路は(2) のアの(ウ)に、その他の機械器具費、建物建築費、構築物設置費及び土地整備費は(2) のアに準ずる。

(6) 木材加工流通施設等整備

ア 木材加工流通施設整備

(2) のアに準ずる。

イ 森林バイオマス等活用施設整備

(2) のアに準ずる。

(7) 木質バイオマス利用促進施設整備

ア 未利用間伐材等活用機材整備

(2) のアに準ずる。

イ 木質バイオマス供給施設整備

(2) のアに準ずる。

ウ 木質バイオマスエネルギー利用施設整備

(2) のアに準ずる。

(8) 木造公共建築物等整備

(2) のアに準ずる。ただし、直接工事費については、原則として、国土交通省大臣官房官庁営繕部が作成する「公共建築木造工事標準仕様書」、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」及び「公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）」に記載がある項目に係る経費のみとし、整備する施設等に係る電気・上下水道工事等に係る経費、国土交通省大臣官房官庁営繕部が作成する「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」及び「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」に記載がある項目に係る経費並びに備品に係る経費は除く。また、木造公共施設にあっては非木造部分の整備に係る経費は除く。

(9) 需要拡大施設整備

(2) のアに準ずる。

(10) 生活環境施設整備

ア 連絡道整備

(2) のアの（ウ）に準ずる。

イ 山村広場施設整備

取付道路整備費及び歩道整備費は（2）のアの（ウ）に準じ、広場用地整備費等の土地整備費、建物建築費及び構築物設置費は（2）のアに準ずる。

ウ 集落水利施設整備

(2) のアに準ずる。

(11) 地域提案型

上記に準ずる。

(12) 本事業における利益等排除について

本事業においては、交付対象経費の中に事業主体の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合、交付対象事業の実績額の中に事業主体の利益分相当分が含まれることは、交付金交付の目的上ふさわしくないと考えられるため、下記に該当する場合には、利益等排除の方法に従い、適正に利益等排除するものとする。ただし、100%同一の資本に属するグループ会社及び関連会社以外の者を含む2者以上の応札の結果、当該会社が落札した場合は、利益等排除は不要とする。

利益等排除の対象範囲には、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用いるものとする。

ア 事業主体の自社調達の場合

原価をもって交付対象額とする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいう。

イ 100%同一の資本に属するグループ会社からの調達の場合

取引価格をもって交付対象経費とする。

ただし、交付額の上限は当該調達品の製造原価とし、当該製造原価が証明できない場合は、交付対象としない。

ウ 事業主体の関連会社からの調達の場合

取引価格をもって交付対象経費とする。

ただし、交付額の上限は当該製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計額とし、当該製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計額が証明できない場合は、交付対象としない。

なお、「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、関係資料等により、それが当該調達品に対する経費であることが証明されること。

2 附帯事業費

附帯事業は、施設整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要な事業であるという趣旨を踏まえ、事業計画書に定める目標ごとの事業と一体的に実施するものとし、本附帯事業費の総額は、目標ごとの附帯事務費を除いた事業費総額（消費税を除く。）の1割以内とする。

国費充当率（交付率）については1／2以内とし、対象となる経費については次のとおりとする。

(1) 人件費

事業に直接従事する会計年度任用職員に対する報酬、給料、職員手当等（退職手当を除く。）及び当該職員に係る地方公務員共済組合負担金又は社会保険料の事業主負担分とする。

(2) 技術者給

事業を実施する上で必要となる技術を有する者（主任技師、技師、撮影技師等）の労賃とする。

(3) 賃金

事業を実施する上で必要なアルバイト及び技能者等の賃金とする。ただし、賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。

(4) 謝金

事業を推進するために開催する会議等に参加する委員及び指導者等の謝金とする。

(5) 旅費

事業を推進するために開催する会議等に参加する委員及び指導者等の旅費とする。

(6) 需用費

消耗品費、燃料費、食糧費（原則として会議等における茶菓子賄料に限る。）、印刷製本費、光熱水料費、資料購入費、修繕料等とする。

(7) 役務費

通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料、薬剤散布費、わなかけ費、伐倒費、労災保険

料、損害保険料（自動車損害賠償責任保険料等）、自動車重量税及び自動車税環境性能割等とする。

（８）委託料

資料作成、登記事務、測量・調査、広告出稿料、航空機巡視等の委託料とする。

（９）使用料及び賃借料

会議室、土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料とする。

（１０）備品・資機材購入費

事業の実施のために直接必要な備品・資機材購入費（机、椅子、書庫等汎用性のあ
るものを除く。）とする。

（１１）原材料費

技術開発、商品開発、情報提供、研修会等に必要な原材料費とする。

（１２）構築物設置費

１の（２）のアの（イ）に準ずる。

賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。

３ 県附帯事務費

本交付金の事業を推進するため、沖縄県による説明会の開催、事業実施市町村（沖縄
県の区域をその区域とする市町村をいう。以下同じ。）及び事業主体に対する指導、林
業関係団体の意見を聴くために必要な会議の開催等に要する次の経費とする。

なお、事業費（消費税を除く。）の1.7%を上限として経費に充てることができること
とし、国費充当率（交付金）は1／2以内とする。

ただし、耐用年数が事業実施期間を越える備品を購入する経費については、原則とし
て補助の対象としない。

（１）人件費

事業に直接従事する定数職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第1
項に規定する職員を含み、本庁及び常設機関における管理又は監督の地位にある職員
を除く。）及び会計年度任用職員に対する報酬、給料、職員手当等（退職手当を除
く。）及びこれらの職員に係る地方公務員共済組合負担金又は社会保険料の事業主負
担分とする。

（２）謝金

事業を推進するために開催する会議等に出席する委員等の謝金とする。

（３）旅費

事業の指導監督等に必要な旅費とする。

（４）需用費

消耗品費、燃料費、食糧費（説明会、意見聴取等事業遂行上特に必要な会議用弁
当、茶菓子賄料等とする。）、印刷製本費、光熱水料及び修繕費とする。

（５）役務費

通信運搬費、公告料（用地買収補償交渉等補助事業の遂行上特に必要と認められる
場合に限る。）、手数料、筆耕翻訳料、自動車損害賠償責任保険料、自動車重量税及び
自動車税環境性能割とする。

(6) 委託料

登記事務、測量等の委託料とする。

(7) 使用料及び賃借料

土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具の借料及び損料とする。

(8) 備品購入費

事業の実施のために直接必要な貨客兼用自動車及び備品購入費（机、椅子、書庫等汎用性のあるものを除く。）とする。

4 市町村附帯事務費

市町村が事業の実施についての指導、監督及び事業の推進に必要な会議の開催等を行うのに要する経費であって、その内容は3の県附帯事務費に準ずる。

なお、事業費（消費税を除く。）の0.4%を上限として経費に充てることができることとし、国費充当率（交付金）は1／2以内とする。